令和7年農作業標準賃金

適用期間:令和7年12月31日まで

本表は、普通の農地についての『標準額』ですので、地域・その他実情等を考 慮し、この額を基準にして両者協議のうえ、お決めください。

●作業賃金(1日当たり) ※8時間労働、賄いなしを原則

区	分	金	額	超過時間給	
水田	田植、除草	7,	700円	1,200F	-
	稲刈、脱穀	7,	700円	1,200F	9
	水田作業全般	7,	700円	1,200F	9
果樹	剪定	11,	500円	1,790F	9
	袋かけ、摘果	7,	700円	1,200F	9
	収穫	7,	700円	1,200F	9
畑作全般		7,	700円	1,200F	9

※令和6年10月5日より県最低賃金が953円/hとなったことを基準とする。

●作業機械 (10 a当たり)

※賄いなしを原則

X	分	金	額	
	耕起	5,	500円	
	代かき	6,000円		
水田	田植機(苗別)	6,000円		
小田	コンバイン(紐別)	14,500円		
	育苗箱(1枚)		500円	
	畔塗り(1m)	30円		
畑	耕起	5,	500円	
	牧草刈取	2,	500円	
草 地	反転 1 回	2,000円		
	集草	2,	000円	
畑	作業全般	5,	500円	

- ○区画整理田を標準とする。
- ○機械にはオペレーター等 1人付き。
- ○金額は、消費税を含む。



田子町農業委員会

直通 20-7120